

1 件 名 三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

- (1) 本市では、平成 17 年 9 月 27 日から三浦市企業等立地促進条例を施行し、「三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地」及び「旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地」の 2 地域を支援対象として定め、「固定資産税及び都市計画税を立地後 5 年間課税免除」とする税制優遇と、「市内在住者を正社員として新規雇用した事業者に対する雇用者一人につき 14 万円の奨励金支給」とする雇用奨励金により、企業誘致に取り組んでいる。
- (2) 現在、三崎高等学校跡地では、その利活用に向けた取組として、三浦市市民交流拠点整備事業として事業者募集に取り組んでいるところであり、官民連携の活用による様々な人々の交流活性化につながる、市の中心部にふさわしい市民交流拠点の形成を目指している。
- (3) また、三崎地区では「三崎漁港グランドデザイン」に基づき、三崎漁港の魅力を高め関係人口を増加させるため、官民連携による地域の活性化を目指している。
- (4) これら地域への新たな企業誘致を進めていくためには、立地支援策による企業の立地促進が不可欠であるため、指定地域に「三浦市市民交流拠点整備事業用地」及び「三崎漁港（本港地区及び新港地区）」を追加することとしたい。

3 改正の内容

支援措置の対象とする指定地域に、「三浦市市民交流拠点整備事業用地」及び「三崎漁港（本港地区及び新港地区）」を追加するもの。 【別表第 1（第 2 条関係）】

4 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。